

静岡県漁業調整規則

令和2年11月27日
静岡県規則第61号
改正 令和4年5月10日
静岡県規則第26号
改正 令和5年12月27日
静岡県規則第68号
改正 令和7年1月10日
静岡県規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 漁業の許可（第4条—第31条）
- 第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第32条—第47条）
- 第4章 漁業の取締り（第48条—第51条）
- 第5章 雑則（第52条—第56条）
- 第6章 罰則（第57条—第60条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令と相まって、静岡県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（県内に住所を有しない者の申請）

第2条 県内に住所を有しない者は、第8条第1項又は第33条第3項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

（代表者の届出）

第3条 法第5条第1項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第2章 漁業の許可

（知事による漁業の許可）

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業（中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業に限る。以下同じ。）のほか、次に掲げる漁業（第2号及び第10号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む

当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚(全長13センチメートル以下のうなぎをいう。)をとることを目的とする漁業
- (2) あさり漁業 海面においてあさりをとることを目的とする漁業(小型機船底びき網漁業を除く。)
- (3) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
- (4) 船びき網漁業 海面において動力漁船を使用して船びき網により行う漁業
- (5) ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業
- (6) 底立てはえ縄漁業 海面において底立てはえ縄により行う漁業
- (7) 棒受網漁業 海面において総トン数5トン以上の動力漁船を使用して棒受網(さんま棒受網を除く。)により行う漁業
- (8) 囲目網漁業 海面において囲目網(方言「大正網」を含む。)により行う漁業
- (9) さばすくい網漁業 海面において総トン数5トン以上の動力漁船を使用してさばすくい網により行う漁業
- (10) 固定式刺網漁業 海面において固定式刺網により行う漁業
- (11) 刺網漁業 海面において刺網により行う漁業(前号に掲げるもの及び第32条第1号に掲げる漁業の方法により行うものを除く。)
- (12) いるか突棒漁業 海面においているか突棒により行う漁業(ごんどうくじらをとることを目的とするものを含む。)
- (13) 袋網漁業 海面において袋網により行う漁業(浜名湖におけるものに限る。)
- (14) 小型定置漁業 海面において小型定置により行う漁業(第1号及び前号に掲げるものを除く。)
- (15) いるか追込漁業 海面においているか追込により行う漁業(ごんどうくじらをとることを目的とするものを含む。)
- (16) ぼら敷網漁業 海面においてぼら敷網により行う漁業
- (17) 追込網漁業 海面において追込網により行う漁業
- (18) 張網漁業 海面において2隻以上の船舶を使用して張網により行う漁業
- (19) 寄網漁業 海面において寄網により行う漁業
- (20) 潜水器漁業 海面において潜水器(簡易潜水器を含み、あさりをとることを目的とするものを除く。)により行う漁業

2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第3号から第12号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

(許可を受けた者の責務)

第5条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

(起業の認可)

第6条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第7条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

（許可又は起業の認可の申請）

第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第4条第1項第3号から第12号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 知事許可漁業の種類
- (3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- (4) 漁具の種類、数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可又は起業の認可をしない場合）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

- (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合
- (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（許可又は起業の認可についての適格性）

第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可(第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割(当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利

及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

- 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(公示における留意事項)

第12条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第1項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

(許可等の条件)

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(継続の許可又は起業の認可等)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

- (1) 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

- (2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

- (3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

- (4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

- 2 前項第1号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

(許可の有効期間)

第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項（第1号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び第4条第1項第2号から第20号までに掲げる漁業
5年
 - (2) 第4条第1項第1号に掲げる漁業 1年
- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。
- (変更の許可)

第16条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 漁業種類
 - (3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号
 - (4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日
 - (5) 変更の内容
 - (6) 変更の理由
- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。
- (相続又は法人の合併若しくは分割)

第17条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- (許可等の失効)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

- (1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。
 - (2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
 - (3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。
- 2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日

から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第19条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第20条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第21条 許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ右欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、あさり漁業、小型まき網漁業、船びき網漁業、ごち網漁業、底立てはえ縄漁業、棒受網漁業、囲目網漁業、さばすくい網漁業、固定式刺網漁業、刺網漁業、袋網漁業、小型定置漁業、ぼら敷網漁業、追込網漁業、張網漁業、寄網漁業及び潜水器漁業	翌年の1月31日まで
うなぎ稚魚漁業	漁業時期の終了後30日以内
いるか突棒漁業	翌月の10日まで
いるか追込漁業	操業終了後15日以内

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあつては、その名称）
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- (7) その他必要な事項

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第22条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第9条第1項第2号又は第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可等の取消し等)

第23条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第24条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 操業区域及び漁業時期
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (5) 許可の有効期間
- (6) 条件
- (7) その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

第25条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操船責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第26条 許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与し

てはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第27条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 許可を受けた年月日及び許可番号
- (4) 書換えの内容
- (5) 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第28条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第29条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第13条第2項の規定により許可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- (2) 第16条第1項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- (3) 第17条第2項の規定による届出があつたとき。
- (4) 第22条第2項又は第23条第1項の規定により、許可を変更したとき。
- (5) 第27条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(許可証の返納)

第30条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第31条 許可を受けた者（第4条第1項第1号、第2号及び第7号から第20号までに掲げる漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。）は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に様式第1号又は様式第2号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

- 2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

第32条 何人も、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。

- (1) かつお、まぐろ又はさわらをとることを目的とする流網
- (2) 沖縄式追込網
- (3) 空釣なわ
- (4) 空釣こぎ

(内水面における水産動植物の採捕の許可)

第33条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) まき網
- (2) ひき網
- (3) 瀬張網
- (4) す建網
- (5) 投網
- (6) 四つ手網
- (7) うげ
- (8) うげはえなわ
- (9) せぎうげ
- (10) やな
- (11) 追込網
- (12) 刺網
- (13) あゆ掛釣（あゆ友釣りを除く。）
- (14) う飼漁法
- (15) 芝づけ漁法

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 第4条第1項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
- (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- (3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 採捕の種類
- (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- (4) 漁具の数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) その他参考となるべき事項
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。
 - (1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
 - (2) 漁業調整のため必要があると認める場合
- 5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。
- 6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。
- 7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。
- 8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。
- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
 - (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
 - (4) 許可の有効期間
 - (5) 条件
 - (6) その他参考となるべき事項
- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
- 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
- 13 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第20条第3項、第22条、第23条並びに第26条から第30条までの規定は、採捕の許可について準用する。

（保護水面における採捕の制限）

第34条 何人も、次の表の左欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定によって指定された

ものをいう。)の区域において、水産動植物を採捕してはならない。ただし、当該保護水面の区域のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる許可採捕区域においては、第4条の許可を受けた者が、同法第21条の規定により知事が定めた管理計画に基づき水産動物を採捕する場合は、この限りでない。

保護水面の区域	許可採捕区域
<p>1 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 基点第1号から161度400メートルの点</p> <p>イ 基点第1号から185度730メートルの点</p> <p>ウ 基点第1号から217度675メートルの点</p> <p>エ 基点第1号から228度290メートルの点</p>	<p>1 次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 基点第1号から161度400メートルの点</p> <p>イ 基点第1号から185度730メートルの点</p> <p>ウ 基点第1号から217度675メートルの点</p> <p>エ 基点第1号から228度290メートルの点</p> <p>オ 基点第1号から209度30分270メートルの点</p> <p>カ 基点第1号から209度30分570メートルの点</p> <p>キ 基点第1号から190度30分600メートルの点</p> <p>ク 基点第1号から172度30分335メートルの点</p>
<p>2 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 基点第2号から111度30分1,010メートルの点</p> <p>イ 基点第2号から124度20分765メートルの点</p> <p>ウ 基点第2号から68度535メートルの点</p> <p>エ 基点第2号から71度15分865メートルの点</p>	<p>2 次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア 基点第2号から111度30分1,010メートルの点</p> <p>イ 基点第2号から124度20分765メートルの点</p> <p>ウ 基点第2号から68度535メートルの点</p> <p>エ 基点第2号から71度15分865メートルの点</p> <p>オ 基点第2号から79度50分860メートルの点</p> <p>カ 基点第2号から80度10分610メートルの点</p> <p>キ 基点第2号から113度5分735メートルの点</p> <p>ク 基点第2号から104度45分950メートルの点</p>

2 前項において基点第1号及び基点第2号は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基点第1号 静岡県浜松市中央区白州町3,156番地地先の堤防上に設置した標柱
- (2) 基点第2号 静岡県湖西市新所5,964番地地先の堤防上に設置した標柱

(禁止期間)

第35条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合又はよりも若しくはながれもを採取する場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間
-------	------

しらす	1月15日から3月20日まで
さくらえび	6月11日から9月30日まで
てんぐさ（とりあしを含む。）	11月1日から翌年3月31日まで
ぼら（当歳のものに限る。）	1月1日から7月31日まで
あゆ	海面においては10月1日から翌年5月31日まで（浜名湖においては10月1日から翌年3月31日まで） 内水面においては2月1日から5月31日まで（狩野川及び興津川においては2月1日から5月19日まで）
おいかわ（しらはや）	11月1日から翌年2月末日まで（釣りによる採捕を除く。）

- 2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
（全長等の制限）

第36条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物であつて、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	大きさ
ぶり	全長15センチメートル以下
あさり	殻長2センチメートル以下
真珠貝	殻長6センチメートル以下
はまぐり	殻長3センチメートル以下
さざえ	殻蓋の径3センチメートル以下
とこぶし	殻長5センチメートル以下
うなぎ	全長13センチメートル以下（佐久間湖においては30センチメートル以下）
こい	全長20センチメートル以下
にじます	全長12センチメートル以下（佐久間湖においては15センチメートル以下）
ふな	佐久間湖においては全長10センチメートル以下

- 2 何人も、内水面において、あまご（やまめ）、いわな又はにじますの産んだ卵を採捕してはならない。
3 前2項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
（漁具漁法の制限及び禁止）

第37条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 海面において発射装置を有する漁具
- (2) 水中に電流を通じてする漁法
- (3) 海面において油づけ餌（方言「油いか」その他油性物を利用した餌及び擬じをいう。）を使用する漁法
- (4) 浜松市中央区舞阪町舞阪吹上2, 727番地養魚場北西角と湖西市新居町中之郷釜崎3, 664番地の1北東角

を結んだ線以南の浜名湖における網丈1メートル以上の三枚網を使用する漁法

- (5) 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）を使用する漁法（第4条第1項第20号に掲げる潜水器漁業の許可に基づいて水産動植物を採捕する場合を除く。）
- (6) 河川における替堀及び瀬干
- (7) 内水面において水中眼鏡（し水器を含む。以下同じ。）を使用するあゆ掛釣漁法
- (8) 内水面（佐鳴湖を除く。）において灯火及び網漁具（口径20センチメートル以下の手網を除く。）を使用する漁法（第4条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合を除く。）並びに灯火及びもりを使用する漁法
- (9) 内水面において鉄砲もりを使用する漁法
（禁止区域）

第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ同表の右欄に掲げる区域内において、操業してはならない。

漁業の種類	禁止区域
流網漁業	沼津市大瀬崎から同市大塚東端を見通した線以東の海面
かつお、まぐろまき網漁業	沼津市大瀬崎から同市牛臥山西端を見通した線以東の海面
集魚灯を利用する網漁業	漁業権漁場内（権利者の同意を得た場合を除く。）
全ての小型機船底びき網漁業	浜松市舞阪灯台と湖西市新居弁天地蔵とを結んだ線以北の浜名湖内
船舶総トン数5トン以上又は推進機関の馬力数200キロワットを超える船舶を使用する小型機船底びき網漁業	神奈川県足柄下郡真鶴崎から東京都式根島頂上に至る線と神奈川県藤沢市江の島頂上から下田市神子元島灯台に至る線との交差点、同灯台、賀茂郡石廊崎灯台の正南3海里の点、賀茂郡波勝崎の南西3海里の点を経て富士市越前岳頂上を結ぶ線内の静岡県海域 沼津市大瀬崎から富士川河口中央に至る線内 富士市越前岳頂上から御前崎市御前崎灯台南々東2海里の点を結ぶ線内 御前崎市御前崎灯台南々東2海里の点と北緯34度38分58秒東経137度48分47秒の点を結ぶ線内 御前崎市御前崎灯台と最大高潮時における海岸線上静岡県、愛知県境から正南2海里の点を結ぶ線内の静岡県海域

- 2 網漁業は、1月1日から3月15日まで及び7月1日から9月15日までの期間石花海（200メートル等深線以内）において操業してはならない。ただし、棒受網漁業は、9月1日から9月15日までの期間日出から日没までの間に限り操業することができる。
- 3 何人も、網漁業（ぶし網を除く。）は、5月1日から10月31日までの期間は東海旅客鉄道東海道新幹線以南の浜名湖において操業してはならない。
- 4 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の同表右欄に掲げる区域においては、水産動植物を採捕してはなら

ない。

河川名	禁止区域
狩野川水系大見川	東京電力株式会社梅木えん堤の上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ100メートルの区域
狩野川水系狩野川	1 東京電力株式会社湯ヶ島えん堤の上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ100メートルの区域 2 東京電力株式会社向原えん堤の上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ100メートルの区域
狩野川水系黄瀬川	新田用水えん堤の上流端から、上流へ50メートルの区域及び下流へ50メートルの区域
富士川水系芝川	1 東京電力株式会社猪之頭えん堤の上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ100メートルの区域 2 中部電力株式会社大久保えん堤の上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ400メートルの区域 3 中部電力株式会社川合えん堤の上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ100メートルの区域
富士川水系富士川	四ヶ郷えん堤の上流端から、上流へ20メートルの区域及び富士川橋下流端までの区域
鮎沢川水系鮎沢川	東京電力株式会社菅沼発電所えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域
安倍川水系藁科川	中部電力株式会社清沢えん堤の上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ100メートルの区域
安倍川水系杉尾川	中部電力株式会社大川えん堤の上流端から、上流へ200メートルの区域及び下流へ200メートルの区域
大井川水系大井川	1 中部電力株式会社畑薙第一えん堤の上流端から上流へ200メートルの区域及び下流端から下流へ200メートルの区域 2 中部電力株式会社畑薙第二えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ200メートルの区域 3 中部電力株式会社畑薙第二発電所の放水口から、上流へ100メートルの区域及び下流へ150メートルの区域 4 中部電力株式会社井川えん堤の上流端から上流へ200メートルの区域及び下流端から下流へ200メートルの区域 5 中部電力株式会社大井川えん堤の上流端から上流へ200メートルの区域及び下流端から下流へ200メートルの区域

	6 中部電力株式会社塩郷えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域
大井川水系寸又川	1 中部電力株式会社千頭えん堤の上流端から上流へ200メートルの区域及び下流端から下流へ200メートルの区域 2 中部電力株式会社大間えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域 3 中部電力株式会社寸又川えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域
大井川水系大間川	中部電力株式会社大間川えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域
大井川水系栗代川	中部電力株式会社栗代川えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域
大井川水系笹間川	中部電力株式会社笹間川えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域
大井川水系伊久美川	中部電力株式会社川口発電所の放水口から大井川への合流点までの区域
天竜川水系天竜川	1 電源開発株式会社佐久間えん堤の上流端から上流へ1,000メートルの区域及び下流端から下流へ1,000メートルの区域 2 電源開発株式会社佐久間第二発電所の放水口上流端から、上流へ150メートルの区域及び下流へ250メートルの区域 3 電源開発株式会社秋葉えん堤の上流端から上流へ500メートルの区域及び下流端から下流へ200メートルの区域 4 電源開発株式会社秋葉第二発電所の放水口上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ150メートルの区域 5 電源開発株式会社秋葉第一発電所の放水口上流端から、上流へ100メートルの区域及び下流へ200メートルの区域 6 電源開発株式会社新豊根発電所の放水口上流端から上流へ1,000メートルの区域及び下流端から下流へ1,000メートルの区域 7 電源開発株式会社水窪発電所の放水口上流端から上流へ150メートルの区域及び下流端から下流へ150メートルの区域

	8 電源開発株式会社水窪えん堤の上流端から上流へ500メートルの区域及び下流端から下流へ500メートルの区域
天竜川水系戸中川	電源開発株式会社有本取水えん堤の注水口上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域
天竜川水系水窪川	1 電源開発株式会社有本取水えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域 2 電源開発株式会社水窪川蓋渠の上流端から上流へ100メートルの区域
天竜川水系気田川	1 中部電力株式会社豊岡えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域 2 中部電力株式会社気田えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域 3 電源開発株式会社門桁取水えん堤の上流端から上流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ100メートルの区域

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
(1) いせえび（眼の付根から尾端まで13センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
(2) いせえび（眼の付根から尾端まで13センチメートルを超えるものに限る。）	5月15日から9月15日まで	海面
(3) あわび（殻長11センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面
(4) あわび（殻長11センチメートルを超えるものに限る。）	10月1日から12月31日まで	海面
(5) あまご（やまめ）（全長12センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面（佐久間湖を除く。）
(6) あまご（やまめ）（全長12センチメートルを超えるものに限る。）	11月1日から翌年2月末日まで	内水面（佐久間湖を除く。）

(7) あまご（やまめ）（全長15センチメートル以下のものに限る。）	周年	佐久間湖
(8) あまご（やまめ）（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	11月1日から翌年2月末日まで	佐久間湖
(9) いwana（全長12センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面（佐久間湖を除く。）
(10) いwana（全長12センチメートルを超えるものに限る。）	11月1日から翌年2月末日まで	内水面（佐久間湖を除く。）
(11) いwana（全長15センチメートル以下のものに限る。）	周年	佐久間湖
(12) いwana（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	11月1日から翌年2月末日まで	佐久間湖

2 第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、前項の表の第1号から第4号までの規定は適用しない。

3 第1項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
（河口付近等における採捕の制限）

第40条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。

河川名	禁止区域	禁止期間
伊東大川水系伊東大川	通学橋の上流端から河口までの区域	10月11日から11月15日まで
河津川水系河津川	豊泉橋の上流端から河口までの区域	10月11日から11月15日まで
稲生沢川水系稲生沢川	本郷橋の上流端から河口までの区域	10月11日から11月15日まで
青野川水系青野川	下賀茂日野原ポンプ小屋せきの下流端から前原橋の上流端までの区域	10月11日から11月15日まで
那賀川水系那賀川	伏倉橋の上流端から河口までの区域	10月11日から11月15日まで
那賀川水系岩科川	柳原橋の上流端から河口までの区域	10月11日から11月15日まで
仁科川水系仁科川	築地橋の上流端から河口までの区域	10月11日から11月15日まで
山川水系土肥山川	土肥山川第一砂防堤から河口までの区域	10月11日から11月15日まで
小土肥大川水系小土肥大川	黒根橋の上流端から河口までの区域	10月11日から11月15日まで
狩野川水系狩野川	石堂橋の上流端から永代橋の上流端までの区域	10月11日から11月15日まで

狩野川水系柿田川	駿東郡清水町伏見字泉117番地先の湧水池から狩野川への合流点までの区域	10月11日から11月15日まで
狩野川水系来光川	蛇ヶ橋の下流端から狩野川への合流点までの区域	10月11日から11月15日まで
富士川水系富士川	東海道本線鉄橋の上流端から河口までの区域	10月11日から11月15日まで
興津川水系興津川	新浦安橋の上流端から河口までの区域	10月11日から11月15日まで
安倍川水系安倍川	安西橋の上流端から河口までの区域	10月11日から11月15日まで
瀬戸川水系瀬戸川	朝比奈川との合流点から河口までの区域	10月11日から11月15日まで
大井川水系大井川	富士見橋の上流端から河口までの区域	10月11日から11月15日まで
太田川水系太田川	三ヶ野橋の上流端から豊浜橋の下流端までの区域	10月11日から11月15日まで
天竜川水系天竜川	浜北大橋の上流端から河口までの区域	10月1日から11月15日まで
都田川水系都田川	潜竜橋の上流端から田米寺橋の下流端までの区域	10月11日から11月15日まで
都田川水系新川	弥生橋の上流端から佐鳴湖までの区域	1月1日から3月20日まで
都田川水系段子川	朝日橋の上流端から佐鳴湖までの区域	1月1日から3月20日まで

2 何人も、次の表の第1欄に掲げる河川の河口付近であって同表の第2欄に掲げる区域において、同表の第3欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の第4欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

河川名	禁止区域	禁止漁具及び漁法	禁止期間
河津川水系河津川	河川の河口及びその左右それぞれ200メートルの海岸線からその沖合200メートルに至る区域	ひき網	3月1日から4月30日まで
狩野川水系狩野川	河川の河口及びその左右それぞれ200メートルの海岸線からその沖合200メートルに至る区域	ひき網	3月1日から4月30日まで
富士川水系富士川	河川の河口及びその左右それぞれ200メートルの海岸線からその沖合200メートルに至る区域	ひき網	3月1日から4月30日まで
興津川水系興津川	河川の河口及びその左右それぞれ200メートルの海岸線からその沖合200メートルに至る区域	ひき網	3月1日から4月30日まで
安倍川水系安倍川	河川の河口及びその左右それぞれ200メートルの海岸線からその	ひき網	3月1日から4月30日まで

	沖合200メートルに至る区域		
大井川水系大井川	河川の河口及びその左右それぞれ200メートルの海岸線からその沖合200メートルに至る区域	ひき網	3月1日から4月30日まで
太田川水系太田川	河川の河口及びその左右それぞれ200メートルの海岸線からその沖合200メートルに至る区域	ひき網	3月1日から4月30日まで
天竜川水系天竜川	河川の河口及びその左右それぞれ200メートルの海岸線からその沖合200メートルに至る区域	ひき網	3月1日から4月30日まで
浜名湖	湖口及びその左右それぞれ200メートルの海岸線からその沖合400メートルに至る区域	小型機船底びき網以外の漁具及び漁法	3月1日から4月30日まで
浜名湖	湖口及びその左右それぞれ200メートルの海岸線からその沖合400メートルに至る区域	小型機船底びき網	1月1日から4月30日まで

3 狩野川の永代橋上流端から河口までの区域においては、周年、あゆ、うなぎ、こい、うぐい及びかきを採捕してはならない。

(電気設備の制限)

第41条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用する集魚灯には、1漁船につき、それぞれ同表の右欄に掲げる容量を超える電球を使用してはならない。

漁業の種類	容量
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	7キロワット
棒受網漁業	7キロワット
一本釣漁業（さば一本釣漁業を除く。）	5キロワット
さばすくい網漁業及びさば一本釣漁業	7キロワット

2 沼津市大瀬崎から同市大塚東端及び富士川河口中央を結ぶ三角の海面において行う漁業に使用する集魚灯には、1漁ろう体につき、1キロワットを超える容量の電球を使用してはならない。

(火船の数の制限)

第42条 中型まき網漁業及び小型まき網漁業につき火船を使用できる数は、1統につき、2隻以下としなければならない。

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第43条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) たも網及びさで網
- (2) やす（水中眼鏡を利用する場合を除く。）

- (3) は具（火光又は水中眼鏡を利用する場合を除く。）
- (4) くまで（幅15センチメートル以下のものに限る。）
- (5) 投網（船舶を使用する場合を除く。）
- (6) さお釣又は手釣（空釣を除く。）
- (7) 徒手採捕
- (8) ひき縄釣

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 漁業者が漁業を営む場合
- (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
（有害物質の遺棄漏せつの禁止）

第44条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。
（漁場内の岩礁破碎等の許可）

第45条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 目的
- (3) 免許番号
- (4) 区域
- (5) 期間
- (6) 補償の措置
- (7) その他参考となるべき事項

3 知事は、第1項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。
（砂れき等の採取許可）

第46条 漁業権漁場内又は第38条第4項若しくは第40条第1項若しくは第3項に規定する禁止区域において砂れき、土若しくは岩石（以下この条において「砂れき等」という。）を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 目的

- (3) 免許番号又は禁漁区の表示
 - (4) 区域
 - (5) 期間
 - (6) 補償の措置
 - (7) その他参考となるべき事項
- 3 前項の場合において、第1項の規定により許可を受けようとする者は、漁業権を有する者が砂れき等の採取により水産資源の保護培養上通常支障がないにもかかわらず同意書を与えない等正当な理由がないのに同意書を与えない場合には、その事情を記載した書面をもって同意書に代えることができる。
- 4 前項の場合において、第1項の規定により許可を受けようとする者が同意書に代えてその事情を記載した書面を提出したときは、知事は、当該許可申請者及び当該漁業権者から事情を聴取の上、必要と認める場合は協議を命ずることができる。
- 5 知事は、第1項の規定により許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 免許番号又は禁漁区の表示
 - (3) 区域
 - (4) 期間
 - (5) その他参考となるべき事項
（試験研究等の適用除外）

第47条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。以下この条において同じ。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 目的
 - (3) 適用除外の許可を必要とする事項
 - (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
 - (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
 - (6) 採捕の期間及び区域
 - (7) 使用する漁具及び漁法
 - (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 3 知事は、第1項の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 適用除外の事項
 - (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
 - (4) 採捕の期間及び区域
 - (5) 使用する漁具及び漁法
 - (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - (8) 許可の有効期間
 - (9) 条件
- 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
 - 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
 - 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
 - 7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。
 - 8 第25条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。

第4章 漁業の取締り

（停泊命令等）

第48条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（船長等の乗組み禁止命令）

第49条 知事は、第4条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（衛星船位測定送信機等の備付け命令）

第50条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認

めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

(1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

ア 当該船舶を特定することができる情報

イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

(3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

(停船命令)

第51条 漁業監督吏員は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

(1) 様式第3号による信号旗Lを掲げること。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

(3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第5章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第52条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第53条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第54条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては様式第4号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(内水面漁場管理委員会)

第55条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第56条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第6章 罰則

第57条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第33条第1項、第34条第1項、第35条から第38条まで、第39条第1項若しくは第3項、第40条から第42条まで、第44条第1項、第45条第1項又は第46条第1項の規定に違反したとき。
- (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項、第45条第3項又は第47条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により付けた条件に違反したとき。
- (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第44条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第58条 第25条第1項（第47条第8項において準用する場合を含む。）、第31条、第33条第10項又は第43条第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

第59条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第57条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第60条 第17条第2項、第19条第2項若しくは第25条第3項（第47条第8項において準用する場合を含む。）の規定、第26条から第28条まで、第30条第1項若しくは第2項（これらの規定を第33条第13項において準用する場合を含む。）の規定、第33条第12項の規定又は第47条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。

（静岡県漁業調整規則等の廃止）

2 静岡県漁業調整規則（昭和39年静岡県規則第17号）及び静岡県内水面漁業調整規則（昭和39年静岡県規則第39号）は、廃止する。

（経過措置）

3 第4条第1項第1号の規定は、令和5年5月31日までの間は、適用しない。

4 改正法附則第8条の規定により法第57条第1項の許可を受けたものとみなされる者については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、第2項の規定による廃止前の静岡県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第7条、第13条第2項、第43条及び第44条第2項の規定は、なおその効力を有する。

5 改正法附則第29条の規定により第33条第1項の規定によってしたものとみなされる第2項の規定による廃止前の静岡県内水面漁業調整規則（以下「旧内水面規則」という。）第5条の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧内水面規則第12条の規定は、なおその効力を有する。

6 旧規則第46条の規定は、令和5年8月31日までの間は、なおその効力を有する。

7 改正法附則第29条の規定により第47条第1項の規定によってしたものとみなされる旧規則第47条第1項及び第48条第1項並びに旧内水面規則第30条第1項及び第31条第1項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧規則第47条第6項及び第7項並びに第9項（第48条第2項において準用する場合を含む。）並びに旧内水面規則第30条第6項及び第7項並びに第9項（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

8 この規則の施行の前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和4年5月10日静岡県規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月27日静岡県規則第68号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

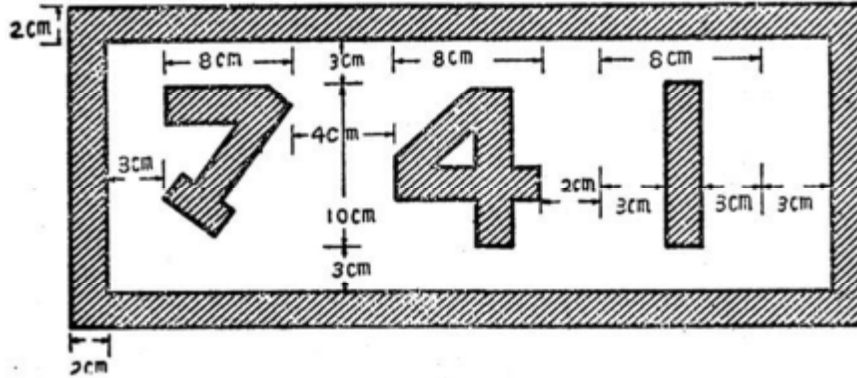
附 則（令和7年1月10日静岡県規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第57条第1項の改正（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

様式第1号 (第31条関係)

中型まき網漁業、小型まき網漁業、船びき網漁業、ごち網漁業及び底立てはえ縄漁業



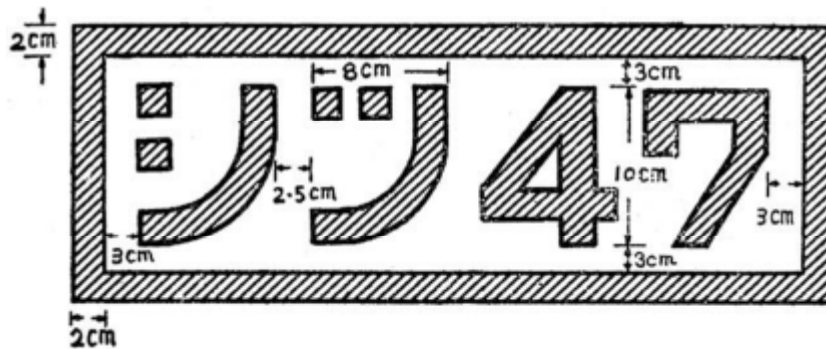
まき網漁業にあつては「マ」、船びき網漁業にあつては「フ」、ごち網漁業にあつては「コ」、底立てはえ縄漁業にあつては「ソ」とし、次の数字は許可番号であつて各文字の太さは2センチメートル以上とし、その字の太さ及び間隔は図示の寸法以上によることとし、その各文字を更に図例のように太さ2センチメートル以上の枠をもって囲うものとする。

斜線の部分

朱色で表示する。ただし、種苗漁業にあつては、黄色で表示する。

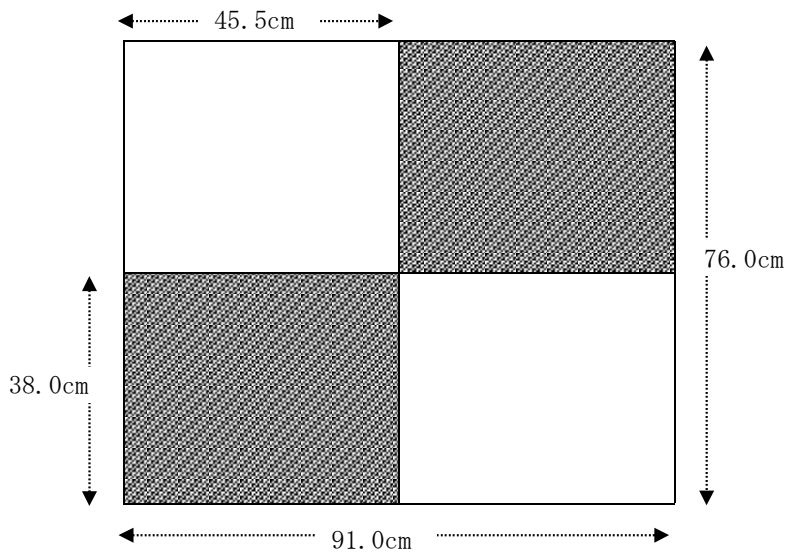
様式第2号 (第31条関係)

小型機船底びき網漁業



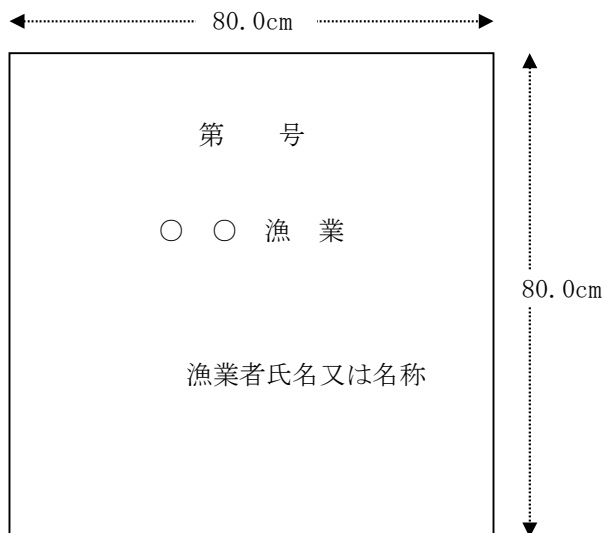
本県記号の次の数字は許可番号であつて、各文字の太さは2センチメートル以上としその字の太さ及び間隔は図示の寸法以上によることとし、その各文字を更に図例のように太さ2センチメートル以上の枠をもって囲むものとする。

様式第3号 (第51条関係)



- 備考 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。
2 この旗は、国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたはすぐ停船されたい。）である。

様式第4号 (第54条関係)



布地は赤色